

## ○日本橋学館大学スポーツ・文化芸術特待生規程

(平成19年10月30日制定)

第1条 日本橋学館大学に在学する学生のうち、スポーツ・文化芸術分野において特に優秀と認められる者若干名をスポーツ・文化芸術特待生（以下「特待生」という。）とし、入学金及び授業料の一部又は全部を免除する。

第2条 特待生の種類は、次の各号に掲げる二種類とする。

- ①A特待 ア. 入学金免除および2年間の授業料を半額免除（1年次特待生の場合）  
イ. 年間授業料全額免除（2年次以上の特待生の場合）
- ②B特待 ア. 入学金免除（1年次特待生の場合）  
イ. 授業料半額免除（2年次以上の特待生の場合）

第3条 特待生の対象は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する学生とする。

(1) スポーツ特待生

スポーツ分野で優れた能力を発揮し、都道府県レベル以上の競技会に出場して、第4条に定める基準以上の成績を修めた者（団体競技の場合は、レギュラーもしくは同等の能力を持つ者）

(2) 文化芸術特待生

文化芸術分野で優れた能力を発揮し、都道府県レベル以上の競技会、展覧会、公演等に出場、出展または出演して、第4条に定める基準以上の成績を修めた者

第4条 特待生の選考基準は概ね、次の通りとする。

- ①A特待 次の基準のいずれかを満たした場合
  - ・国際的規模の競技会、展覧会、公演等に選抜出場、出展または出演した場合
  - ・全国的規模の競技会、展覧会、コンクール等に出場、出展または出演し、第3位までに入賞（これに相当する賞を含む）した場合
  - ・関東地区において開催される競技会、展覧会、コンクール等に出場、出展または出演し、優勝（これに相当する賞を含む）した場合
- ②B特待 ・都道府県において開催される競技会、展覧会、コンクール等に出場、出展または出演し、優勝（これに相当する賞を含む）した場合

第5条 特待生の選考は、理事会が予め定める員数枠の範囲内で1年次は入試選考委員会、2年次以上は学生関係委員会が行い、教授会の議を経て学長がこれを決定する。

- 2 前項の選考は、1年次の特待生にあっては本学に入学する以前の競技成績または実績による。
- 3 2年次以上の選考は、前年度の競技成績または実績に基づき行う。

第6条 特待生として選考された学生には、学長が本人に通知する。

### 附 則

この規程は、平成19年10月30日から施行する。